

役員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人関西医科大学（以下「本法人」という。）の寄附行為第61条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤理事とは、理事長、副理事長、常務理事及び法人において勤務することが常態である理事をいう。
- (3)常勤監事とは、法人において勤務することが常態である監事をいう。
- (4)非常勤役員とは、本条第1項第2号及び第3号以外の役員をいう。
- (5)役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (6)費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1)常勤理事に対しては、報酬、退職慰労金を支給する。賞与は、決定された報酬総額（年額で賞与を含む。）を変えない範囲内で支給することができる。ただし、学長、病院長（常務理事を除く）、及び本法人の職員で業務担当を命じられていない者に対しては、役員としての報酬等は支給しない。
- (2)非常勤理事及び監事に対しては、報酬のみ支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1)報酬総額年額で賞与を含む。)別表第1に定める額とする。
 - (2)退職慰労金別表第2に定める算式により算出される額とする。
- 2 非常勤理事及び監事に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事に対する報酬等及び監事に対する報酬の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1)報酬 毎月20日に支払う。ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払う。
 - (2)賞与 支給対象役員に、給与規程10（臨時給与）を準用し、毎年6月及び12月に支払う。
 - (3)退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1ヵ月以内に支払う。
- 2 非常勤理事に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった翌

月に、常勤理事の支給方法に準じて支給する。

- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤理事又は監事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤理事若しくは監事が退任、辞任、解任又は死亡された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 常勤理事若しくは監事の月の中途における就任、退任、辞任、解任又は死亡の場合の報酬額については、1か月30日を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 本法人は、この規程及び「評議員の報酬の支給の基準」をもって、私立学校法及び私立学校法施行規則に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、令和7年4月1日より施行する。